

9 月議会に係る記者会見会議録

平成 28 年 8 月 25 日（木）午前 11 時～
伊賀市役所 2 階第 3 会議室

1. 市長からの発表

(1) 一般会計補正予算等について

皆さんこんにちは

伊賀市営業本部の取組みとして、8 月 17 日、18 日にシンガポールにて伊賀市の物産や観光 PR を行いました。「NINJA の里 IGA を味わう in シンガポール」と題して、パンパシフィックホテルシンガポールの日本食レストランにおいて、伊賀産の商品を食材に使ったスペシャルディナーが開催され、ご好評をいただきました。また在シンガポール日本国大使館をはじめ、ジェットロ・シンガポール事務所、日本政府観光局を訪問し、今後の連携について協力を依頼しました。また同行した事業者も今後の販路拡大につなげるために、シンガポールの事業者と商談をすすめました。

本日、9 月議会定例会の召集告示をいたしました。今日、議会運営委員会が開催され 9 月 1 日に開会し、27 日までの 27 日間の会期で開催されることとなりました。

さて、9 月議会定例会には、平成 27 年度歳入歳出決算の認定や、一般会計補正予算をはじめ条例改正など 36 議案を提出することとしています。

まず、一般会計補正予算では、地方創生推進交付金を利用した、地域人材育成支援業務委託料、シティプロモーション支援事業委託料など国・県の補助事業の追加、変更に伴う事業費の補正や、ふるさと応援基金を活用した事業のほか、市庁舎移転後の南庁舎の利活用に関する賑わい創出施設整備基本計画策定業務委託料、伊賀市消防団が第 25 回全国消防操法大会に出場するための消防操法大会出場経費、新居小学校の改築に伴う仮設校舎の整備工事費などについて、所要額を補正しようとするものです。

既定の予算額から歳入歳出それぞれ 6 億 8 千 3 百 97 万 7 千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 4 百 60 億 8 千 3 百 59 万 6 千円とするものです。

今回の補正は、地方創生推進交付金を利用した、地域人材育成支援業務委託料、シティプロモーション支援事業委託料など国・県の補助事業の追加、変更に伴う事業費の補正や、ふるさと応援基金を活用した事業のほか、市庁舎移転後の南庁舎の利活用に関する賑わい創出施設整備基本計画策定業務委託料、伊賀市消防団が第 25 回全国消防操法大会に出場するための消防操法大会出場経費、新居小学校の改築に伴う仮設校舎の整備工事費などについて、所要額を補正しようとするものです。

このほか、提出議案では、「伊賀市債権管理条例」の制定についてです。これまで市の債権管理に関し、統一的な処理基準がなく債権回収が不十分であったことから、債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性を確保し、円滑な財政運営を行うため、統一的な処理基準を定める条例を制定するものです。

2. 9月議会提出議案について

議案番号	件名	提案理由及び内容	担当部署																						
142	伊賀市債権管理条例の制定について	<p>【制定理由】これまで市の債権管理に関し、統一的な処理基準がなく債権回収が不十分であったことから、債権管理の適正化を図り、市民負担の公平を確保し、円滑な財政運営を行うため、統一的な処理基準を定める条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】台帳の整備、債務者に関する情報、滞納処分、強制執行、債権の放棄等を規定する。</p> <p>【施行期日】平成28年12月1日</p>	債権管理課																						
143	伊賀市障がい児就学指導委員会条例の全部改正について	<p>【改正理由】学校教育法施行令の改正に伴い、障がいのある児童生徒の就学に関し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、これまでの就学指導委員会を改組するため、条例の全部を改正する。</p> <p>【改正内容】委員会の名称を「伊賀市教育支援委員会」に改めるとともに所掌事項等を改めるほか、新たに、専門医等からの意見聴取、教育支援の特定事項について調査相談を行う相談員の設置規定を設ける。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	学校教育課																						
144	伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び伊賀市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】公職選挙法施行令の改正に伴い、自動車の使用、ポスターの作成及びビラの作成に係る公費負担額を増額するため、「伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」及び「伊賀市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」を改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車</td> <td>借入金額</td> <td>15,300円</td> <td>15,800円</td> </tr> <tr> <td>燃料代金</td> <td>7,350円</td> <td>7,560円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポスター</td> <td>印刷単価</td> <td>510円48銭</td> <td>525円6銭</td> </tr> <tr> <td>企画費</td> <td>301,875円</td> <td>310,500円</td> </tr> <tr> <td>ビラ</td> <td>作成単価</td> <td>7円30銭</td> <td>7円51銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】公布の日</p>	区分		改正前	改正後	自動車	借入金額	15,300円	15,800円	燃料代金	7,350円	7,560円	ポスター	印刷単価	510円48銭	525円6銭	企画費	301,875円	310,500円	ビラ	作成単価	7円30銭	7円51銭	総務課
区分		改正前	改正後																						
自動車	借入金額	15,300円	15,800円																						
	燃料代金	7,350円	7,560円																						
ポスター	印刷単価	510円48銭	525円6銭																						
	企画費	301,875円	310,500円																						
ビラ	作成単価	7円30銭	7円51銭																						
145	伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	<p>【改正理由】昨今の社会情勢などの変化に伴い、職員の働き方も多様になり、親等の介護を理由に退職するケースが見受けられるようになってきたことから、現在の介護休暇制度を見直し、職員のハタラクカタを応援するため、整備が必要な3条例を改正する。</p> <p>【改正する条例】</p>	人事課																						

		<p>①伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ②伊賀市職員の給与に関する条例 ③伊賀市職員の退職手当に関する条例</p> <p>【改正内容】 ①介護休暇期間を「6月」から「3年」に改める。 ②6月を超える介護休暇取得者の給与の取扱規定を追加 ③退職手当の算定基礎となる勤続期間に6月を超える介護休暇期間を通算しない規定を追加</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	
146	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p>【改正理由】上野運動公園体育館及び伊賀上野武道館弓道場は老朽化のため、公共施設最適化計画において旧上野商業高校に移転する計画であることから、体育館、弓道場のほか、多目的広場及び管理棟を設置するため改正する。</p> <p>【改正内容】上野運動公園体育館及び伊賀上野武道館弓道場を廃止し、新たに「伊賀市民体育館」、「伊賀市民弓道場」、「伊賀市民多目的広場」及び「伊賀市民体育館管理棟」を設置し、各施設の利用時間、利用料金等を定める。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	スポーツ振興課
147	伊賀市地区市民センター条例の一部改正について	<p>【改正理由】上野東部地区市民センターは老朽化のため、公共施設最適化計画に基づき旧上野商業高校校舎を改修し移転するため改正する。</p> <p>【改正内容】上野東部地区市民センターの位置を改める。</p> <p>【施行期日】公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日</p>	上野支所振興課
148	伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	<p>【改正理由】介護保険法の改正に伴い、本年10月1日より介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始するため、国の基準に基づき規定を整備する。</p> <p>【改正内容】地域密着型通所介護事業所がこれまでの介護予防通所介護に相当する現行相当の通所型サービスの指定を受けて一体的に運営している場合は、地域密着型通所介護の基準を満たしているものとみなす規定を追加する。</p> <p>【施行期日】平成28年10月1日</p>	介護高齢福祉課
149	伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について	<p>【改正理由】山田診療所の診療日は、火曜日から金曜日までの週4日としているが、これまでの診療実績等を勘案し、診療日を見直し、効率的な運営を行うため診療日等を変更する。</p> <p>【改正内容】診療日を火曜日と水曜日の週2日とし、火曜日の診療開始時間を午前9時に改める。</p> <p>【施行期日】平成28年10月1日</p>	保険年金課
150	伊賀市健康づくり	<p>【改正理由】伊賀市健康21（第2次）計画は、平成</p>	健康推進

	推進条例の一部改正について	<p>28年度が計画最終年度であるが、国・県において同様の計画が策定されており、本来、法律においては市の計画の策定は努力義務とされている。また、総合計画の施策の方向に基づき、各種計画の整理統合を進めていくことから、平成29年度以降は同計画を策定せず、健康づくりの推進施策を実施していくこととするほか、審議会等の見直し方針等により、健康づくり推進協議会の構成を見直すため改正する。</p> <p>【改正内容】「基本計画の策定」を「施策の実施」に改めるほか、健康づくり協議会の所掌事務を改め、構成委員の「市議会議員」を削除し、委員定数を「15人以内」とする。</p> <p>【施行期日】平成29年4月1日</p>	課
151	上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について	<p>【廃止理由】公共施設最適化計画に基づき、資料館の機能を他の施設に移転し、現施設は民間等に貸付売却の方針であることから条例を廃止する。</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	文化財課
152 ～ 154	財産の無償譲渡について	<p>【提案理由】地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。</p> <p>【譲渡施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桐ヶ丘多目的集会施設 ・桐ヶ丘第二集会所 ・上ノ代集議所 	青山支所 振興課
155 156	定住自立圏形成協定の締結について	<p>【提案理由】定住自立圏構想推進要綱に基づき、笠置町及び南山城村と定住自立圏形成協定を締結することについて、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【協定内容】目的、基本方針、連携する具体的事項等を規定する。</p>	総合政策課
157	伊賀市・名張市広域行政事務組合格約の変更に関する協議について	<p>【提案理由】伊賀市・名張市広域行政事務組合において共同処理する事務のうち、農業災害補償法の規定に基づく農業共済事業の事務について、平成29年4月1日付けで三重県農業共済組合に移行するため、規約を変更するにあたり名張市と協議をすることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。</p>	総合政策課
158	伊賀市・名張市広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について	<p>【提案理由】伊賀市・名張市広域行政事務組合において共同処理する事務のうち、農業災害補償法の規定に基づく農業共済事業の事務について、平成29年4月1日付けで三重県農業共済組合に移行するため、当該事務を廃止することから、農業共済事業特別会計に係る財産を伊賀市及び三重県農業共済組合に帰属させるにあたり名張市と協議をすることについて、地方自</p>	農林振興課

【主な質疑応答の概要】

◎上野民族資料館について

記者：上野民族資料館にかかる条例の廃止ということは閉館ということですか。

市長：年内での閉館の予定です。11月末から12月にかけて上野天神祭りが世界無形遺産におそらく追加登録がされるのかと思っています。そのころに最後の企画展を開催していく予定です。

◎賑わい創出について

記者：南庁舎のことで賑わい創出施設整備基本計画策定業務予算について、一昨年12月補正予算に関する修正動議が可決された「南庁舎利活用基本方針・基本計画策定業務委託経費」とどのように違うのですか。

市長：前回では、基本計画の時点で改修の工法や事業手法、管理運営計画等を策定し、完成後の施設活用に重点を置いた基本計画を策定することとしていたが、今回の基本計画では、市議会、賑わい協議会から提案された機能配置に関する検討を中心に行うとともに、視覚的にわかりやすいパース図の作成、賑わい創出への効果を検証するための集客予測などに関する業務を行うこととしています。

なお、今回分に含まれない業務内容については、基本計画策定後に発注予定の基本設計業務等で検討します。

その他、予算上程を巡る状況として、前回では行政、市議会ともに明解な庁舎移転後の方針を決定していませんでしたが、その後市議会の提言（3/17）、伊賀市賑わい創出検討協議会の報告（3/22）などを受けて、今回は市としての調整案を示した上での上程となります。

記者：現南庁舎は保存するのですか。

市長：保存という概念ではなく、リノベーション、訳すると「改修活用」がいいと思いますが、新しい価値を見出すことが必要です。今までになかった賑わい、或いは交流といった機能を持たせる。建物については改修補修、耐震補強を施すこととなります。これはご存知のとおり第三者委員会のほうでも問題がなく安価にできると言っています。解体をせず新しい付加価値として、交流型の新しい図書館機能、忍者関連施設、物産販売、美術展示、観光案内所、カフェレストランの6つを考えています。

記者：付加価値の中には、現庁舎を設計した坂倉準三氏も含まれますか。

市長：上野の国立近代西洋美術館が世界遺産になったことについて、西洋美術館館長はそのような流れの中である地域の建築物の価値をしっかりと認めて欲しいというコメントをだされております。そういった意味ではこれは付加価値であり、新築では担保できないと思います。そういった意味では集客の一つのツールになると考えます。

◎ウィッツ青山学園高等学校 生徒の履修回復措置について

記者：ウィッツ青山学園高等学校に関連する補正予算案が上程されていましたが、ウィッツの支払いはどういう状況ですか。

市長：今請求しているところですが、現段階では支払いはありません。これは必ず支払っていただく必要がありますので、しっかりと請求はしていきます。ウィッツ側に原因がある費用に関しては全て請求します。